

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
住民票の続柄の変更	世帯主との続柄を「縁故者」に変更できる。	○		世帯構成状況により「縁故者」と表記できない場合がある。	住民課 0561-56-0731
心身障がい扶助料の受給者が死亡した際の未払い金の受取	パートナー又はファミリーシップを宣誓した子が代理で受け取ることができる。		○	生計関係のある当該家族の代表者であれば可	福祉課 0561-56-0732
重度障害者(児)日常生活用具給付	パートナーが代理申請できる。		○	別途本人の委任状が必要です。	福祉課 0561-56-0732
診療内容の説明	パートナー又はファミリーシップを宣誓した子の診療内容の説明を受けることができる。	○			東郷診療所 0561-39-0054
母子健康手帳の申請・受領	妊婦が来所できない場合、配偶者と同様に代理申請・受領ができる。	○		代理人申請の場合は、委任状が必要です。	こども保健推進室 0561-37-5813
DV相談	パートナーからのDVについて相談することができる。		○		こども保健推進室 0561-37-5813
子育ての相談	パートナーも保護者として相談できる。		○		こども保健推進室 0561-37-5813
保育園の入園申込・送迎	ファミリーシップの宣誓をされた方をこどもの保護者として取り扱うこととし、保育園の入園申込及び送迎を行うことができる。	○			こども課 0561-56-0737
放課後児童クラブの申込・送迎	パートナーシップの宣誓をされた方を保護者として取り扱うこととし、申込及び送迎を可とする。	○			こども課 0561-56-0736
きらきらこどもの申込・送迎	パートナーシップの宣誓をされた方を保護者として取り扱うこととし、申込及び送迎を可とする。		○		こども課 0561-56-0736

東郷町行政サービス等一覧

2026年4月1日時点

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
多胎児サポーター派遣の申請	パートナーシップの宣誓をされた方を保護者として取り扱うこととし、申込を可とする。	○			こども保健推進室 0561-37-5813
税証明書の申請	パートナーによる代理申請ができる。		○	別途本人の委任状が必要です。	税務課 0561-56-0724 債権管理課 0561-56-0726
り災証明書の交付	パートナーによる代理申請ができる。		○	別途本人の委任状が必要です。	税務課 0561-56-0725
教育相談	パートナーも保護者として相談できる。		○		学校教育課 0561-56-0752